

目 次

1. 消費税率引上げに伴う経過措置の概要	
(1) 消費税率引上げに伴う経過措置規定の概要	1
(2) 指定日までに対応しなければならない経過措置規定	3
(3) 施行日までに対応しなければならない経過措置規定	4
(4) 施行日以後に対応しなければならない経過措置規定	5
2. 指定日前に対応すべき経過措置	
(1) 工事の請負等に関する経過措置規定	6
(2) 資産の貸付けに関する経過措置規定	14
(3) 予約販売に係る書籍等に関する経過措置規定	22
(4) 通信販売等に関する経過措置規定	23
(5) その他の経過措置規定	24
3. 施行日前に対応すべき経過措置	
(1) 長期割賦販売等に関する経過措置規定	26
(2) 工事進行基準を適用する請負工事に関する経過措置規定	28
(3) 特定新聞等に関する経過措置規定	31
4. 施行日以後に対応すべき経過措置	
(1) 旅客運賃等に関する経過措置規定	32
(2) 電気料金等に関する経過措置規定	34
(3) 売上に係る対価の返還等に関する経過措置規定	36
(4) 貸倒れに関する経過措置規定	38
(5) 仕入れに係る対価の返還等に関する経過措置規定	39
(6) 家電リサイクル法に規定する再商品化等に関する経過措置規定	40
5. その他の留意点	
(1) 経過措置の適用がない資産の保守・管理に関する役務の提供	42
(2) 短期前払費用の取扱い	44
(3) 売上側と仕入側の計上基準が違ふ場合の取扱い	48
(4) 各種契約書の見直しと今後の契約書作成の留意点	49
(5) 消費税転嫁対策特別措置法	52

1. 消費税率引上げに伴う経過措置の概要

(1) 消費税率引上げに伴う経過措置規定の概要

平成 31 年 10 月 1 日を施行日とする消費税率 10%への引上げが実施されますが、今回の税率引上げにおいても 5%から 8%の引上げ時と同様に経過措置規定が設けられています。

なお、この経過措置規定は任意の規定ではなく、それぞれの要件に該当した場合には、施行日以後の取引であっても旧税率である 8%により処理しなければなりません。

今回の税率引上げ時においては、軽減税率制度も導入されますが、軽減税率である 8%と経過措置規定による旧税率の 8%は、全体の税率は同じですが、国税と地方税の比率が異なることから注意しなければなりません。※

また、経過措置規定はいくつかありますが、その対応策を講じる時期や経理処理を行う時期が規定によって異なることから注意が必要です。

※ 経過措置規定の対象が軽減税率対象資産の場合には、経過措置規定の適用はなく、軽減税率により処理することとなります。(通信販売・予約販売など)

	平成 9 年 4 月～ 平成 26 年 3 月	平成 26 年 4 月～ 平成 31 年 9 月	平成 31 年 10 月～	
			軽減税率	標準税率
消費税	4.0%	6.3%	6.24%	7.8%
地方消費税	1.0% (注1)	1.7% (注2)	1.76% (注3)	2.2% (注3)
合計	5.0%	8.0%	8.0%	10.0%

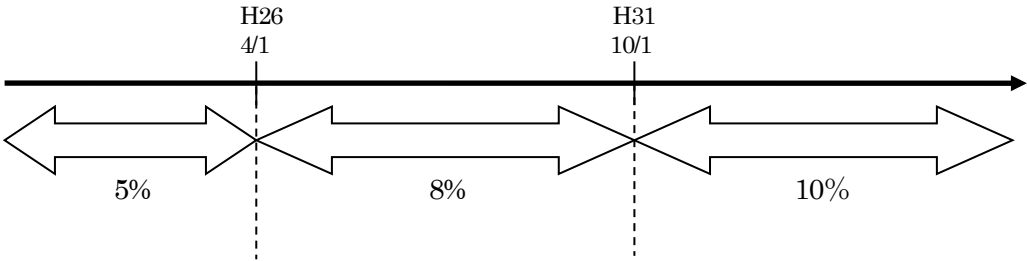
(注1) 消費税額の 25/100

(注2) 消費税額の 17/63

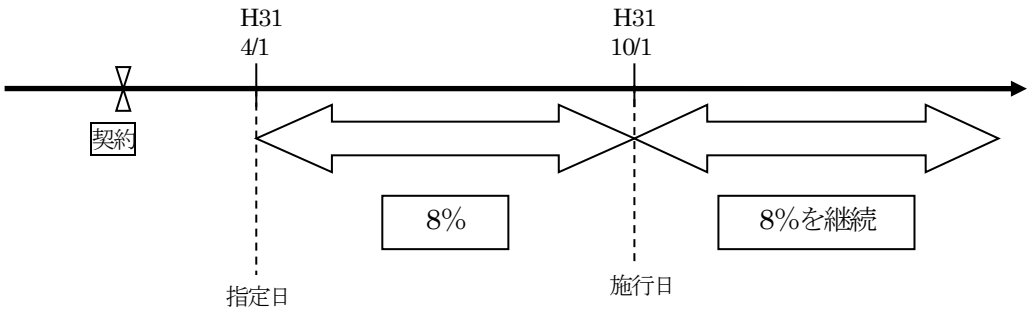
(注3) 消費税額の 22/78

【税率改正のスケジュール】

(施行日)



(経過措置：8%)



(全体のスケジュール)

